

平成29年10月に策定した（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業「実施方針」の変更について

- ◆平成29年11月1日から11月14日まで、上記実施方針について質問・意見を募集したところ、209件の質問・意見がありました。
- ◆これら寄せられた質問・意見等を参考に、上記実施方針の内容を、以下のとおり一部変更します。

【変更内容】

変更1：事業の範囲の変更

変更内容：交通広場（北側・南側）の維持管理・運営業務と、かやの広場の施設整備業務を除外する。

変更2：選定事業者の収入（施設整備業務期間中に整備費用を支払い）

変更内容：施設整備に係る費用について、一部割賦払いを想定していたが、事業者による借入利息を削減するため、市が資金調達したうえで施設整備業務期間中に全て支払う。

変更3：付帯事業（必須）の民間収益施設の権原を整理

変更内容：付帯事業（必須）の民間収益施設の権原について、3つのケースを記載していたが、寄せられた「質問及び意見」を参考に、以下のとおり整理する。

- ・民間収益施設の権原：定期借地（市⇒事業者）
- ・北側交通広場の権原：建物（1階）の使用貸借権（事業者⇒市）

変更4：SPCの組成について

変更内容：PFI事業者はSPCを組成しなくても良いこととするとともに、単独企業でも可とする。

変更5：その他

変更内容：上記変更等に伴う文言修正